

佐賀県地域防災計画

第1編 総則

令和8年3月24日 修正版

佐賀県防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	2
第3節	計画の構成	3
第4節	防災の基本理念	4
第5節	計画の推進	5

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節	実施責任	8
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	10

第3章 佐賀県の概況

第1節	自然的環境	18
第2節	社会的環境	26

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、佐賀県防災会議が作成するものであり、本県の地域に係る防災に関し、県、市町（消防機関を含む）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに県民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

この計画は、佐賀県の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。
- 2 市町が作成する市町地域防災計画の指針となるものである。
- 3 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、佐賀県の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 4 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
- 5 今後、防災基本計画若しくは防災業務計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画は、国の防災基本計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

- 第1編 総 則
- 第2編 風水害対策
- 第3編 地震・津波災害対策
- 第4編 原子力災害対策
- 第5編 その他の災害対策

の5編をもって構成している。

第1編総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第5編その他の災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、海上災害対策、大規模火事災害対策及び鉄道災害対策について特記すべき事項を記述している。

なお、各計画の詳細な要領や基礎資料などについては、別途「佐賀県地域防災計画 資料編」として編纂する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「オペレーション重視の災害応急対策」

発災直後は、現場重視の迅速な初動で、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、トリアージ的対応を共通認識として、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

1 計画の主な推移

年度	主な内容
昭和38 ～45	<p>災害対策基本法の施行を受け、昭和38年6月に佐賀県地域防災計画を策定した。</p> <p>また、その後の災害の発生、国の施策との関連、さらに計画策定後における防災業務の実績等を踏まえ、昭和41年3月、昭和43年5月、昭和45年4月にそれぞれ修正を行った。</p>
平成7 ～8	<p>平成7～8年度に学識経験者等により構成する「佐賀県地域防災対策研究会」を設置し、本県の地域防災対策に関して調査・研究を行い、その結果として、専門的な見地から、以下に示す有意義な意見が提起されたので、これらを参考にしながら計画の作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災は、ハード、ソフト両面にわたって総合的に行うべきものであり、防災対策の実施に当たっても、関係機関が一体となって取り組む必要がある。 ・ 行政が行う防災対策には限りがあることから、県民自身による防災対策の実施を推進する。 ・ 防災対策は、防災至上主義に陥らず、自然との共生やアメニティといった思想にも配慮し、できるだけ普段のまちづくり、地域づくりの取組みの中での位置づけを考慮する。 ・ 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを最優先する。 ・ 災害による被害を完全に防止しようとする、多大な投資が必要となり、また、現実的には不可能なことから、防災対策は、「災害が発生した時に、できるだけ被害を小さくする」ということに重点をおくべきである。 ・ 災害予防対策は、防災上のプライオリティに留意し、推進する。 ・ 災害予防対策では、有効かつ可能な措置を実践する堅実な計画とし、災害応急対策では、最も効果的な成果が得られるように、重点的な応急対策の体系化と体制の確立を図るべきである。 <p>また、平成8年度には、計画作成に当たっての基本的な考え方をまとめた「佐賀県地域防災計画の改訂の基本的方向」を作成し、この方向に沿って、内容のとりまとめを行った。主な内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備える計画とする。 ・ 対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や県民にとってわかりやすいものとする。 ・ 基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理する。
平成22	<p>平成21年度に、地震及び津波による影響を総合的に評価し専門的な立場から調査審議する「佐賀県地震・津波等減災対策検討委員会」を設置して、地震及び津波の減災対策に係る計画等を策定し、それを踏まえ平成22年11月の修正で「第3編 震災対策」をより充実した。</p>
平成23	<p>平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震、津波及びそれに伴う原子力事故災害における教訓を本県の防災対策に活かすため、市町及び防災関係機関と協力しながら佐賀県地域防災の総検証を行い、それを踏まえて平成24年2月に修正を行った。</p> <p>検証に当たっては、県庁内にプロジェクトチームを立ち上げて課題を洗い出し検討す</p>

	<p>るとともに、専門家会議（「佐賀県地震・津波等減災対策検討委員会」及び「原子力防災検討専門家会議」）や佐賀県議会における議論及びパブリックコメント手続きにより提出された県民等の意見も参考にしたうえで、総合的に計画の見直しを行った。見直しに当たっての基本的視点は以下のとおり。</p> <p>[風水害・震災対策関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 命を守るスムーズな避難への対応 ・ 広域・長期に及ぶ大規模な災害への対応 <p>[原子力災害対策関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な原子力災害に備えた原子力防災対策の充実・強化 ・ 原子力災害と自然災害への複合災害への対応 <p>※「特殊災害対策」編の名称を「原子力災害対策」編に改訂するとともに、新たに複合災害への対応を追加。</p> <p>さらに、同年 1 2 月 2 7 日付けで地震・津波災害対策を中心に修正された国の防災基本計画についても反映し、第 3 編を「地震・津波災害対策」に改編して内容の充実を図った。</p>
平成 2 4	<p>国の「防災基本計画」や原子力規制委員会が平成 2 4 年 1 0 月に策定（平成 2 5 年 2 月に改訂）した「原子力災害対策指針」などを踏まえ、平成 2 5 年 3 月に修正を行った。</p>
平成 2 5	<p>災害対策基本法の改正（平成 2 5 年 6 月）、大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年 6 月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成 2 6 年 3 月に修正を行った。</p>
平成 2 6	<p>災害対策基本法の改正（平成 2 6 年 1 2 月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成 2 7 年 3 月に修正を行った。</p>
平成 2 7	<p>災害対策基本法の改正（平成 2 7 年 7 月、平成 2 8 年 2 月）を踏まえ、平成 2 8 年 3 月に修正を行った。</p>
平成 2 8	<p>平成 2 8 年 4 月 1 4 日、1 6 日に発生した熊本地震を踏まえた修正、防災ヘリ導入を見据えた修正、国の防災基本計画の修正（平成 2 8 年 5 月）を踏まえた修正等を、平成 2 9 年 3 月に行った。</p>
平成 2 9	<p>航空消防防災拠点の整備に関する修正、輸送拠点の見直しによる修正、緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化推進を盛り込んだ修正、国の原子力災害対策指針の改正（平成 2 9 年 7 月）を踏まえた修正、原子力防災訓練を踏まえた修正、国の防災基本計画の修正（平成 2 9 年 4 月）を踏まえた修正等を、平成 3 0 年 3 月に行った。</p>
平成 3 0	<p>保健医療部門の指揮調整機能強化による修正、玄海原子力発電所 1 号機の冷却告示に伴う修正。国の防災基本計画の修正（平成 3 0 年 6 月）を踏まえた修正等を、平成 3 1 年 3 月に行った。</p>
令和 2	<p>令和元年 8 月の豪雨災害を踏まえた修正、国の防災基本計画の修正（令和元年 5 月）を踏まえた修正等を、令和 2 年 8 月に行った。</p> <p>国の防災基本計画の修正（令和 2 年 5 月）を踏まえた修正、佐賀県防災航空センターの整備に伴う修正等を、令和 3 年 3 月に行った。</p>
令和 3	<p>国の防災基本計画の修正（令和 3 年 5 月）を踏まえた修正、令和 3 年 8 月の大雨災害を踏まえた修正等を、令和 4 年 3 月に行った。</p>
令和 4	<p>国の防災基本計画の修正（令和 4 年 6 月）を踏まえた修正、令和 4 年度の県の災害対策の取組を踏まえた修正等を、令和 5 年 3 月に行った。</p>

令和 5	国の防災基本計画の修正（令和 5 年 5 月）を踏まえた修正、令和 5 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた修正等を、令和 6 年 3 月に行った。
令和 6	国の防災基本計画の修正（令和 6 年 6 月）を踏まえた修正を令和 7 年 3 月に行った。
令和 7	国の防災基本計画の修正（令和 7 年 7 月）を踏まえた修正を令和 8 年 3 月に行った。

2 計画の推進

県の関係部（局）はもとより、各防災関係機関及び県民は、できる限り前述の意見を尊重し、特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、県民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

県は、各種対策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町（消防機関を含む）で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする、又は市町（消防機関を含む）間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

2 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

3 市町（消防機関を含む）

市町（消防機関を含む）は、市町の地域並びに市町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

5 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

7 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、市町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 県民

県民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、**平時**より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
(3) 防災に関する調査、研究に関すること
(4) 県土保全事業等に関すること
(5) 防災に関する組織の整備に関すること
(6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(13) 防疫その他保健衛生に関すること
(14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
(15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
(17) 被災者の福祉的支援に関すること
(18) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(19) 自衛隊の災害派遣に関すること
(20) 他の都道府県との相互応援に関すること
(21) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること
(22) 災害時の文教対策に関すること
(23) 災害復旧・復興の実施に関すること
(24) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

2 県警察

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備計画に関すること
(2) 警察通信確保に関すること
(3) 関係機関との連絡調整に関すること
(4) 災害装備資機材の確保に関すること
(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
(6) 防災知識の普及に関すること
(7) 災害情報の収集及び伝達に関すること
(8) 被害実態の把握に関すること
(9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
(10) 行方不明者の調査に関すること

処理すべき事務又は業務
(11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
(12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
(13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
(14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
(15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
(16) 広報活動に関すること
(17) 死体の見分・検視に関すること

3 市町（消防機関を含む）

処理すべき事務又は業務
(1) 市町防災会議及び市町災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する調査、研究に関すること
(3) 県土保全事業等に関すること
(4) 防災に関する組織の整備に関すること
(5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(8) 市町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 避難の指示等に関すること
(12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(13) 災害時における各市町消防団との連絡調整に関すること
(14) 消防活動に関すること
(15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること
(16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(17) 被災市町有施設及び設備の応急措置に関すること
(18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(19) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること
(20) 被災者の福祉的支援に関すること
(21) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること
(22) 他の市町との相互応援に関すること
(23) 災害時の文教対策に関すること
(24) 災害復旧・復興の実施に関すること
(25) その他市町の所掌事務についての防災対策に関すること

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること カ 災害時における警察通信の運用に関すること キ 津波警報等の伝達に関すること
(2) 九州管区行政評価局（佐賀行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
(3) 九州総合通信局	ア 非常通信体制の整備に関すること イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ウ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること エ 災害時における電気通信の確保に関すること オ 非常通信の統制、管理に関すること カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
(4) 福岡財務支局（佐賀財務事務所）	ア 災害復旧事業費の査定立会に関すること イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること
(5) 九州厚生局	ア 災害状況の情報収集に関すること イ 関係職員の現地派遣に関すること ウ 関係機関との連絡調整に関すること
(6) 佐賀労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること
(7) 九州農政局	ア 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	<p>に関すること</p> <p>ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること</p> <p>ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること</p>
(8) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<p>ア 森林治山による災害防止に関すること</p> <p>イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること</p> <p>ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること</p> <p>エ 林野火災対策に関すること</p>
(9) 九州経済産業局	<p>ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 災害時の物価安定対策に関すること</p> <p>ウ 被災商工業者への支援に関すること</p>
(10) 九州産業保安監督部	<p>ア 鉱山における災害の防止に関すること</p> <p>イ 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること</p> <p>ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること</p>
(11) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務所、 唐津港湾事務所)	<p>ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること</p> <p>イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること</p> <p>ウ 水防警報の発表及び伝達に関すること</p> <p>エ 水防活動の指導に関すること</p> <p>オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること</p> <p>カ 高潮、津波災害等の予防に関すること</p> <p>キ 港湾、河川災害対策に関すること</p> <p>ク 大規模災害時における緊急対応の実施</p>
(12) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐津 庁舎)	<p>ア 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること</p> <p>イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること</p> <p>ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること</p> <p>エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること</p>
(13) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	<p>ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
(14) 国土地理院九州 地方測量部	<p>ア 地殻変動の監視に関すること</p> <p>イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること</p> <p>ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること</p>
(15) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(16) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部、三池海上保安部)	ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ウ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(17) 九州地方環境事務所	ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること イ 環境監視体制の支援に関すること ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
(18) 九州防衛局	ア 災害時における災害時における防衛省（本省）との連絡調整 イ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関する こと (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）	イ 気象警報、津波警報の伝達に関すること ウ 災害時における通信の確保に関すること
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）	ア 災害時における医療救護の実施に関すること イ 災害時における血液製剤の供給に関すること ウ 義援金品の募集、配分に関すること エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(8) 日本放送協会（佐賀放送局）	ア 県民に対する防災知識の普及に関すること イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(9) 西日本高速道路株式会社（九州支社、佐賀高速道）	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所)	
(10)九州旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(11)日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(12)日本通運株式会社 (佐賀支店)	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13)九州電力株式会社、 九州電力送配電株式会社 (佐賀支社)	ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における電力供給の確保に関すること
(14)日本郵便株式会社佐賀 中央郵便局	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する こと

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 地方独立行政法人佐賀 県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人佐賀県 LPガス協会	ア LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人佐賀県 トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀県 バス・タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	ア 県民に対する防災知識の普及に関すること
(6) 株式会社サガテレビ	イ 気象(津波)予警報等の周知に関すること
(7) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	ウ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関すること
(8) 一般社団法人佐賀県 医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 公益社団法人佐賀県 栄養士会	ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(10)公益社団法人佐賀県 看護協会	ア 災害時における看護、保健指導に関すること
(11)一般社団法人佐賀県	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務
歯科医師会	イ 身元確認に対する協力に関すること
(12)一般社団法人佐賀県 薬剤師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(13)社会福祉法人佐賀県 社会福祉協議会	ア 災害ボランティアに関すること イ 生活福祉資金の貸付に関すること ウ 県・市町が行う被災者状況調査の協力に関すること
(14)一般社団法人佐賀県 建設業協会	ア 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(1) 農業協同組合、農業共 済組合、森林組合及び 漁業協同組合	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
(2) 商工会議所、商工会	ア 県、市町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関する こと
(3) 佐賀県地域婦人連絡 協議会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（被災者支援及び女性の視 点を生かした災害対策の推進）
(4) 公益社団法人佐賀県社会 福祉士会、一般社団 法人佐賀県介護福祉士 会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（各会が関わる分野におけ る被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）
(5) 佐賀県民生委員児童 委員協議会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対 策を中心とした地域における災害対策の推進）
(6) 佐賀県老人福祉施設協 議会、佐賀県身体障害 児者施設協議会、佐賀 県知的障害者福祉協 会、佐賀県保育会、社 団法人佐賀県私立幼稚 園連合会及び佐賀県私 立中学高等学校協会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる 施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進（必要に応じて他の関係団体と 協力））
(7) 特定非営利活動法人 佐賀県難病支援ネッ トワーク	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害 対策の推進）
(8) 佐賀県防災士会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域における自立的な災 害対策の推進）
(9) 佐賀県公民館連合会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難 所）における災害対策の推進）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
(10)公益財団法人佐賀県国際交流協会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）
(11)水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における給水の確保に関すること
(12)電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDD I株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社を除く)	ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における通信の確保に関すること
(13)都市ガス事業者液化石油ガス（LPガス）事業者	ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること
(14)佐賀大学医学部附属医院	ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
(15)病院等医療施設の管理者	
(16)社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(17)私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること イ 災害時における文教対策の実施に関すること
(18)道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用排水施設の各管理者、海岸管理者・施行者	ア 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(19)危険物施設等の管理者	ア 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(20)一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム	ア 県域内の災害ボランティアの協力、助言に関すること イ 災害ボランティア等に係る普及啓発の協力、助言に関すること
(21)鉄道事業者 (松浦鉄道株式会社、甘木鉄道株式会社)	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(22)その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

第3章 佐賀県の概況

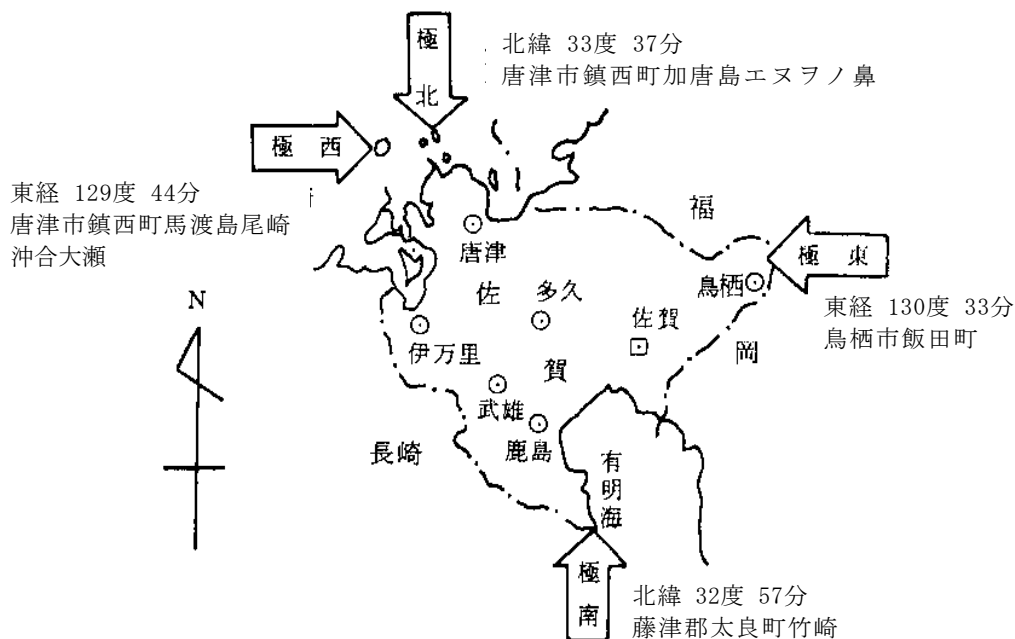
第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

本県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、南は有明海、北は玄界灘に面しており、総面積は、約2,441km²（全国42位）である。





総面積	2,440.64 km ²	令和7年10月1日現在	
市部計	※ 1,997.78	郡部計	※ 442.86 km ²
佐賀市	※ 431.81	吉野ヶ里町	43.99
唐津市	487.58	基山町	22.15
鳥栖市	71.72	上峰町	※ 12.80
多久市	96.56	みやき町	※ 51.92
伊万里市	255.24	玄海町	35.92
武雄市	195.40	有田町	65.85
鹿島市	112.12	大町町	11.50
小城市	95.81	江北町	24.88
嬉野市	126.41	白石町	99.56
神埼市	※ 125.13	太良町	74.30

※出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

※印は市町間の境界未定のため参考値。

2 地勢・地質

本県の地勢は、次の3つに大別できる。

第一は、県東北部の脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っている。

第二は、県西部ないし西南部の丘陵地帯で、第三紀層及び火山岩類から成っている。この地帯の北の部分の東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成しており、中央は、第三紀層に覆わ

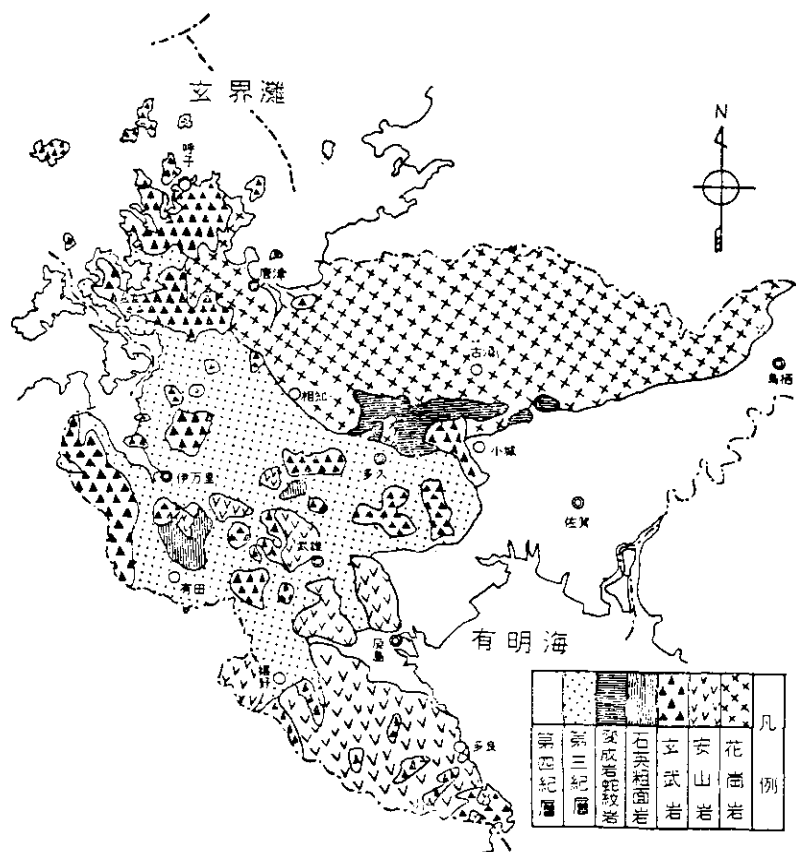
れ、南の長崎県へと連なっている多良岳の一带は、安山岩・玄武岩から成っている。

第三は、県東南部の佐賀平野で、筑後川、嘉瀬川、六角川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

【佐賀県の地勢】



【佐賀県の地質】



3 海岸

本県には、北部に屈曲に富んだリアス式海岸の玄界灘沿岸と、南部に干満の差が著しい（6m）有明海沿岸の、2つの海岸がある。

玄界灘沿岸は、唐津港、伊万里港といった良港や海水浴に適した砂浜を有しているが、冬期の風浪による浸食が起きている。

有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

○海岸線延長（平成23年3月31日現在）

総延長	364,918 m
有明海	97,045 m
玄界灘	267,873 m

○海岸保全区域（平成23年3月31日現在）

単位：m

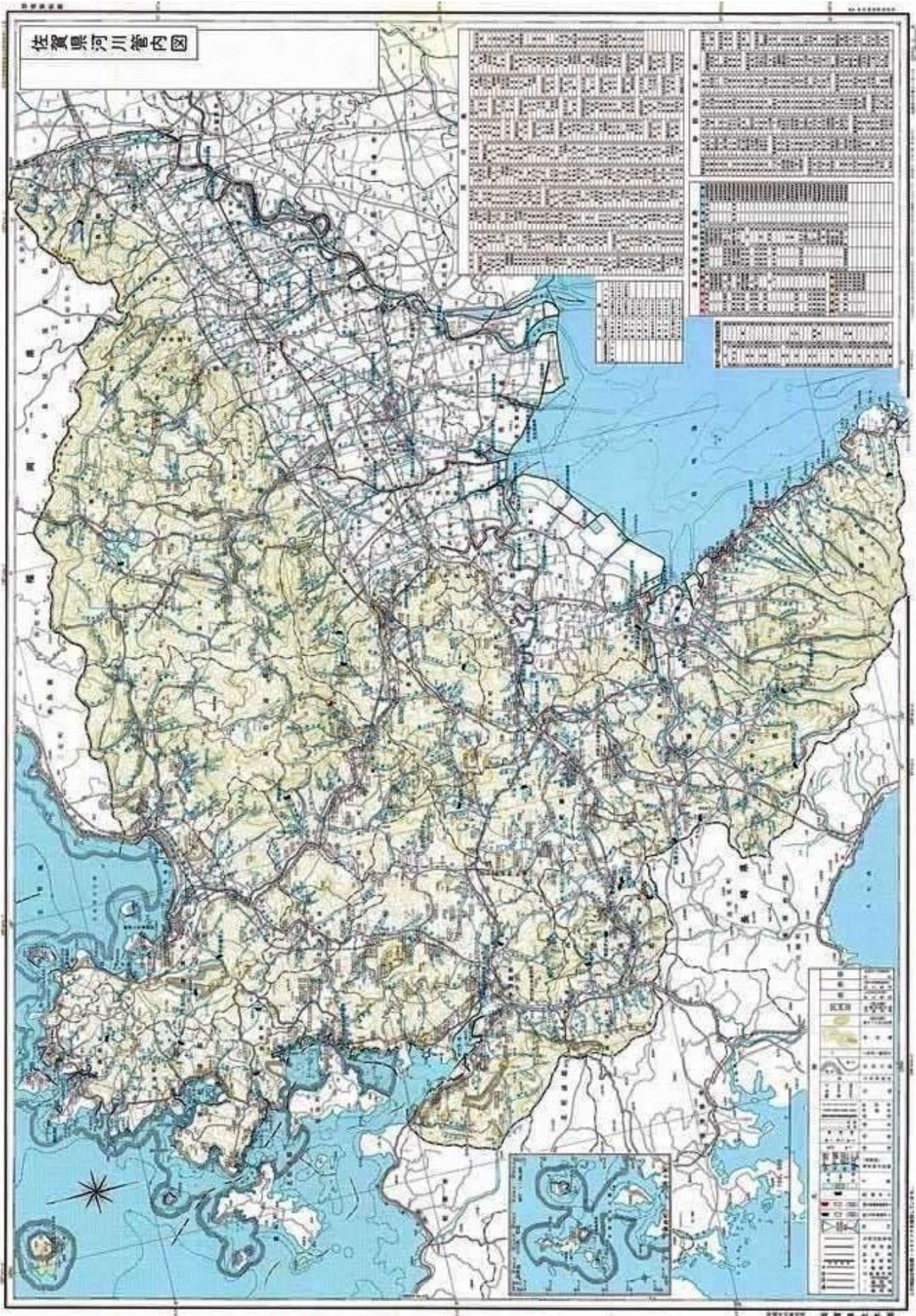
所管別	海岸線延長	要保全海岸延長	左のうち海岸保全区域延長	その他		
				天然海岸	その他	小計
国土交通省 水管理・国土保全局	120,703	17,829	11,694	—	12,891	12,891
国土交通省 港湾局	82,005	40,408	40,308	2,568	39,483	42,051
農林水産省	37,146	40,075	39,854	—	—	—
水産庁	87,100	51,222	50,772	14,060	25,518	39,578
建設農林共有	18,968	26,232	18,712	—	—	—
各省重複	18,994	19,586	19,346	—	—	—
計	364,918	195,352	180,686	16,628	77,892	94,520

4 河川

県内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川（筑後川、嘉瀬川、六角川等）と、多良岳山系等から直接有明海へ注ぐ急流河川（塩田川、鹿島川等）、さらに、玄界灘等へ流れる日本の平均的性格を有する河川（松浦川等）に大別される。

これら県内の河川は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

佐賀県河川管内図



○法河川の延長（平成28年4月1日現在）

区 分	本 数	両岸総延長（m）
一級河川	287	2,167,465
二級河川	174	1,018,548
計	461	3,186,013

○主要河川（平成28年4月1日現在）

河川名	両岸延長（m）	河川名	両岸延長（m）
筑 後 川	21,494	嘉 瀬 川	115,000
佐 賀 江 川	20,138	六 角 川	87,030
城 原 川	59,320	牛 津 川	54,008
東佐賀導水路	26,400	松 浦 川	90,500
西佐賀導水路	19,600	徳 須 恵 川	38,600
巨 勢 川	26,400	巖 木 川	45,000
田 手 川	42,070	鳥 海 川	23,100
馬 場 川	20,500	塩 田 川	52,270
切 通 川	27,500	吉 田 川	23,392
井 柳 川	20,480	玉 島 川	32,620
寒 水 川	29,770	有 田 川	40,200
沼 川	23,000	多 良 川	21,680
安 良 川	21,840	浜 川	20,428
大 木 川	24,940	鹿 島 川	21,390
秋 光 川	28,600	中 川	25,568

5 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

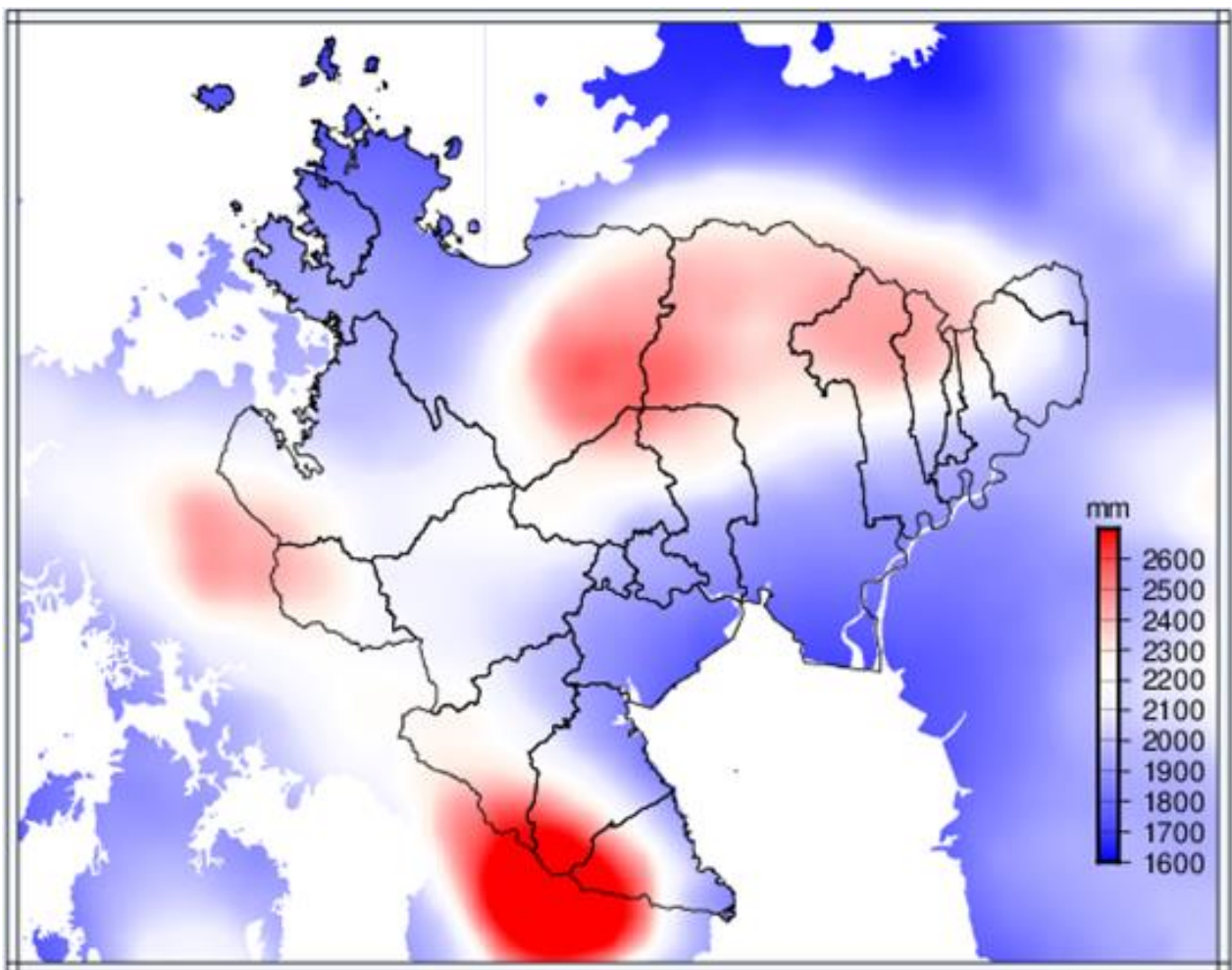
有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤と地下水の汲み上げにより広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

第2項 気候

佐賀県の気候は、県中央部の山地を境にして、県の北部が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。県内の年平均気温は平年値（1991～2020年）で概ね16℃前後で、全般に温和な気候といえる。また、佐賀市は周辺の地域より気温が高く、都市化の影響が現れているようである。

降水量は、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良山系、西部の国見山周辺で多く、これらの地域では年降水量が2,400mmを超える。一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、年降水量は1,800mm前後である。

【佐賀県の年降水量分布（気象庁：メッシュ平年値による）】



- 1) 1991～2020年の30年の値。
- 2) メッシュ気候値とは、30年間の観測値について平均した平年値から地形などの影響を考慮して、1 km四方の領域ごとで推定した値。

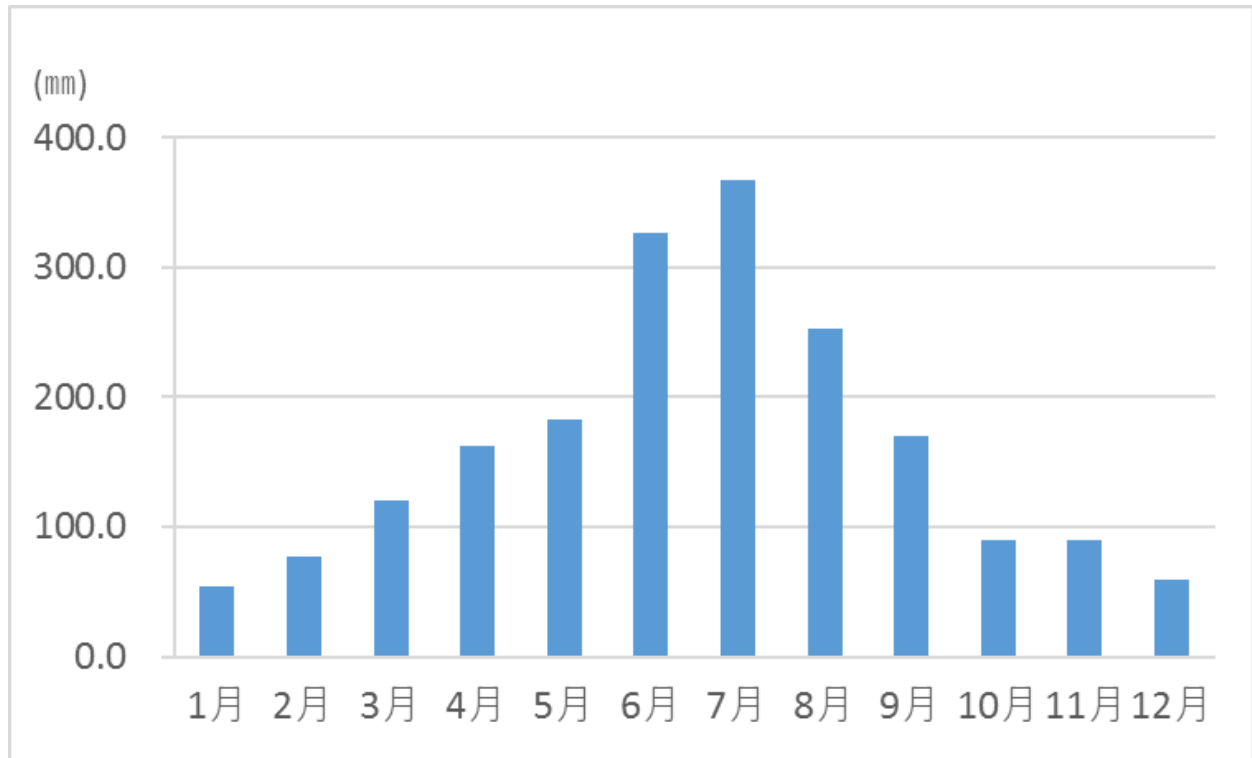
1 梅雨

佐賀県が属する九州北部地方の梅雨入りの平年値は6月4日頃、梅雨明けの平年値は7月19日頃（1991～2020年の平年値）となっている。

佐賀では梅雨に相当する6月～7月の降水量が年降水量の35%近くを占めており、過去の重

大な気象災害の多くは梅雨の大雨によって発生している。

月降水量の平年値（佐賀市） 1991年～2020年



2 台風

台風が佐賀県に接近（概ね300km以内）する時期は、6月～10月で、その内8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨をもたらす。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力（大きさ、強さ）、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、台風が九州の南海上にあっても、九州付近に前線が停滞していると前線の活動が活発となり、大雨となることがある。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけでなく、火災の延焼、高潮、高波、塩風害等を誘発する。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 1 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
- 2 旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- 3 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 4 高齢化、国際化に伴う高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の増加
- 5 ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
- 6 インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる県民の防災意識の低下
- 7 都市化に伴い、伝承されてきた災害下位文化の喪失と県民の近隣扶助意識の低下